|  |  |
| --- | --- |
| 割り振りの対象となる項目は、左記のようになります。  　以前勤めていた学校長は、「打ち合わせが５分延びたので、明日は５分早く帰ってください。」とその場で割り振り。勤務が守られているなあと感じたものでした。もちろん、どの学校長も職員が時間外勤務をしていることはよく理解しています。でも、時間外勤務を簡単に命じ  愛教労と愛知県教委が確認している「割り振り対象となる７項目」  １　職員会議（学年会・校務分掌上の会議）、職員研修、研究授業の準備  ２　学校行事（準備時間を含む）  （例）運動会のための早朝練習・準備をふくむ  ３　児童生徒の指導にかかわる業務  Ａ．児童生徒の指導・安全指導・パトロールにかかわる業務  Ｂ．安全確保のための早朝の登校指導・放課後の下校指導  Ｃ．進路指導に関する業務（入試発表指導）  Ｄ．補修業務  Ｅ．児童・生徒会・委員会指導  ４　ＰＴＡ活動、地域教育会議の活動  Ａ．委員会　　Ｂ．地域教育会議（体育祭）に関する業務  Ｃ．地区懇談会　Ｄ．街頭指導・パトロールに関する業務  ５　家庭訪問・保護者面談・評価活動・成績処理・通知票記入の時間  ６　その他翌日以降に持ち越すことのできない重要な校務  ７　翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成  　　　　※いずれも校長が命じた場合  ▼春日井市教労は、十一月に市教委交渉を行いました。  今年は鳥居裁判判決により、「包括的職務命令」という判断基準が示された画期的な年です。これにより私たちの仕事は、いちいちそのひとつひとつに校長が職務命令を出さなくても黙示の命令下にあるということがはっきりしたのです。  小学校では６時間目終了後児童が帰ると３時４０分を過ぎています。残りの勤務時間は４５分ほどです。この僅かな時間の中で、ノート点検、テスト採点、保護者への連絡、懇談会の調整、校務分掌、研究授業の準備、学年会、行事の準備、部活指導・・挙げればきりがありません。到底時間内に終わるわけがなく、時間外勤務は日常化しています。  ◆**少しずつでも進んでいる**  そんな中でも、明らかに勤務と命じられた朝の交通立哨や挨拶運動、運動会等行事での特別勤務、職員会・研究会の延長などは、黒板やｃ４ｔｈ等職員が見える位置に明示して割り振りを行うよう校長を指導すると市教委が約束しました。  **勤務の割り振りは**  **明示すると約束** | **春日井市教労ニュース** |
| 2015・**12**  発行責任者  小澤邦子  （高座小） |
| 教職員の権利を守るために  　あなたも春日井市教労へ |
| ることはできない立場から、割り振りに消極的なのではないかと思われます。明らかになるものから少しずつでも割り振りが進められるようになってほしいものです。  　県内の知多地区では、割り振り変更簿を作成して先の内容のかなりの部分を割り振りされています。事後の場合は十六週内で、ということから長期休業中で取るようにしている職員が多いそうです。普段は忙しくてなかなか帰れないので、せめて長期休業中ぐらい働いた分を返してほしいですよね。（裏面に資料あり）  **セクハラ・パワハラ・**  **マタハラは許せない** |
| **アンケート結果**  **皆さんの声は**  　アンケートありがとうございました。皆さんの思いを紹介したいと思います。  　▼「感じているストレスは」  ・多忙（圧倒的に多い）　　　％  　・健康状態・疲労感　　　　　％  　・児童・生徒の指導　　　　　％  　・保護者との関係　　　　　　％  　・管理職の言動　　　　　　　％  　・サービス残業が多すぎる　　％  　・職場の人間関係　　　　　％他  　▼「昼休憩が取れなかった場合の勤務時間を明言されていますか。その場合帰れますか。」  ・明言されている。　　　　　％  ・申し出なければ　　　　　　％  ・説明されていない　　　　　％  ・帰れない　　　　　　　　　％  ▼「割り振り変更は明言されていますか。」  ・明言されている　　　　　　％  ・明言されていない　　　　　％  ▼「時間外勤務の平均時間は」  ・２～３時間　半数以上  ・４～５時間　五分の一  中には６時間という回答もありました。　　　　（続きは次号で）  **来年度、手始めに**  **図書館司書を一校配置！**    いくつかの団体から「小中学校に図書館司書を置いてほしい」という要求が出ているようです。今、全国の小中学校ではその半数以上に図書館司書が（非常勤も含む）います。高校に至っては、七割近く（しかも常勤が５割以上）配置されています。春日井ではいまだに１校も配置されていません。やっと声が届いて来年度より**試験的に１校配置**されます。「早急に全校へ配置」を要求します。  **休養室の設置が急務**  **機能させるのは校長の責任**    ちょっと体調が思わしくない、少し横になりたいと思った時に、利用できるのが休養室です。特に妊娠された先生が少し休みたいと思っても、保健室や相談室では子どもたちがいると休めません。  市教労が昨年度の交渉でどうなっているのか問いただしたところ、「調査中」という回答でした。今年度の結果報告では、男女別の休養室が設置されている学校はたいへん少なく、更衣室と兼用だったり、物置部屋のようになっていたりして、不十分なところが多いようです。  「今後、全ての学校に休  養室の整備をする方向で  ある」という回答を得ま  した。  愛教労のホームページが  リニューアル  　困ったことがあったらどん  な事でも相談を。愛教労から  春日井市教労へ連絡がきます。  愛教労で検索 | |